ラボ契約型ソフトウェア開発業務委託契約書

(以下、「甲」という)と

(以下、「乙」という)と

は、甲が乙に委託するラボ契約型のソフトウェア開発およびその関連業務に関して、以下の契約 条項及び契約要目表の記載の通り、ソフトウェア開発業務委託契約(以下「本契約」という)を 締結する。

第1条(目的)

甲は、ラボ契約にてソフトウェア開発およびその関連業務(以下「本件業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。本契約においては、甲が乙に対して最低でも一定量の発注を行うことの対価として、プログラマー、システムエンジニア、プロジェクトマネージャー等(以下「プログラマー等」という)を特定して、甲のために確保することを目的とする。

第2条(初期費用)

- 1 甲は乙に対し、人員確保費用・開発センターの開設費用等として、契約要目表記載の初期費 用を、契約要目表記載の初期費用支払期日までに第11条の支払方法に従い支払うものとする。
- 2 初期費用の他は、乙は甲に対し、本件業務の開始のために必要となる費用を甲に請求することはできない。

第3条(発注)

- 1 甲は乙に対し、本件業務の内容を特定した上で、電子的又は非電子的方法により乙に通知して、本件業務の発注を行う。
- 2 発注の際の発注単価は、契約要目表の単価に記載のとおりとする。なお、同単価には、本件 業務の遂行過程において乙から甲に提出された成果物、情報、ノウハウその他に関する著作権 を含む一切の知的財産権に関する譲渡費用を含むものとする。
- 3 甲は、既に発注済みの工数の範囲内においては、自由に発注の内容を変更することができる。

第4条(開発場所)

- 1 乙は契約要目表に記載の開発場所において本件業務を行うものとする。
- 2 乙は開発場所の確保に必要となる地代家賃、水道光熱費、ネットワーク関連費用、開発場所において使用する機材・基本ソフトウェア・開発ツールの費用を負担するものとする。
- 3 乙は、契約要目表にて開発センターを設置することとされている場合には、別途甲が指定する条件にて、開発センターを設置するものとする。
- 4 契約要目表にて開発センターの月額費用を甲が負担することとされている場合には、甲は委 託料と合わせてこれを支払うものとする。

第5条(最低発注工数)

1 甲は、本契約の有効期間の各月中、最低発注工数に足りる本件業務を、乙に対して発注しな

ければならない。

2 各月において、甲から乙に、最低発注工数に足りる発注がなかった場合には、甲から乙に対し、最低発注工数と当月の発注工数の差分の発注(以下「みなし発注」という)があったものとみなす。

第6条(確保発注工数)

乙は、本契約の有効期間中は、甲から確保発注工数以内の発注があったときには、遅滞なくこれに対応できる体制を維持しなければならない。

第7条 (ブリッジSE)

- 1 本契約においてブリッジSEとは、本件業務を進行させるにあたり、甲の本件業務おける要求事項、仕様内容、各種指示を、乙のプログラマー及びプロジェクトマネージャー(以下「プログラマー等」という)に適格に伝達し、その他甲乙間の技術的・非技術的コミュニケーションを媒介する役割を担うシステムエンジニアをいう。
- 2 契約要目表にてブリッジSEの確保をするとされた当事者は、その費用において、ブリッジ SEを確保し、本件業務のためにブリッジSEとしての業務を行わせるものとする。

第8条 (甲要員の常駐)

- 1 契約要目表にて甲要員を常駐することとされている場合には、乙は、甲の要員が開発場所に 常駐して本件業務を遂行するにあたって必要となる服務場所の確保、乙のプログラマー等との 良好な関係の構築等に務めるものとする。
- 2 乙は、甲の要員が現地において常駐するに際して必要となる住居の手配・生活上の情報の提供等必要な協力を随時行うものとする。

第9条 (要員指定)

- 1 甲は、契約要目表に記載の要員指定可能数分、甲が特定の乙のプログラマー等を指定して、 本契約の有効期間中継続して、甲の本件業務のみを担当し、乙の他の業務を担当しないことを 指定することができる。
- 2 前項により指定したプログラマー等(以下「指定プログラマー」という)を本契約の締結時 より定める場合には、契約要目表の初期指定要員に記載の人物とする。
- 3 甲は、2週間前までに通知して、指定プログラマーを変更することができる。
- 4 乙が、本契約期間中に、指定プログラマーに本件業務を遂行させることができない状態が3 日以上継続した場合には、違約金として、乙は甲に対し、本件業務を遂行させられなかった指 定プログラマーの人数分のみなし発注の発注額のそれまでの累計額を、直ちに支払うものとす る。

第10条(能力要件)

本件業務を担当する乙のプログラマー等は、指定プログラマーであるか否かにかかわらず、契約要目表記載の能力要件を満たしていなければならないものとする。

第11条(支払方法)

- 1 甲は乙に対し、契約要目表記載の月額の支払時期に同記載の費用支払方法にて、甲の発注に かかる委託費用の合計金額及び開発センター運営費用を支払うものとする。
- 2 日本国の税務当局又は甲が嘱託した税理士が前項の費用に消費税を付加する必要があると判断したときには、消費税を付加するものとする。
- 3 契約要目表の記載の各費用の通貨と契約要目表に記載の支払通貨が異なる場合には、甲が支払を行う日の甲の取引金融機関のTTSレートにて通貨を交換した後に、乙に対して費用を支払うものとする。

第12条(報告)

乙は、本件業務の進捗状況について、契約要目表に記載の報告頻度にて、また、甲から要求が あった場合にはその都度、甲に対し甲の指定する様式にて報告するものとする。

第13条(服務規律)

乙が、その事業所において適切且的確に本件業務を実行するに足りる服務規律を定め、本件業務を担当するプログラマー等に、同服務規律を周知徹底しなければならない。

第14条(資料などの情報提供および返還)

- 1 甲は、乙に対し、甲が本件業務の遂行に必要と認める資料等を、無償で貸与するものとする。
- 2 乙は、甲より提供を受けた資料等が本件業務の遂行上必要でなくなったときには、速やかに 甲に返却するものとする。

第15条(資料等の管理)

- 1 乙は、甲から提供された本件業務に係る資料その他の情報、機器等を善良なる管理者の注意 義務をもって管理保管し、かつ本件業務以外の用途に使用してはならない。なお甲と乙が別途 機密保持契約書(個人情報の取扱に関する覚書を含む。以下「機密保持契約書等」という。)を 締結している場合には、同契約書の定めが優先するものとする。
- 2 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内に限り、複製又は改変できるものとする。

第16条(指揮命令)

本件業務の遂行に関わる乙のプログラマー等に対する指示、労務管理、安全衛生等に関する一切の指揮命令は、乙が行うものとする。

第17条(担当者)

- 1 甲および乙は、それぞれ本件業務を円滑に遂行するため、本件業務の主任担当者を予め書面により相手方に通知する。
- 2 甲および乙は、本件業務の履行に関する連絡等は、原則として主任担当者を通じて行うものとする。

第18条 (報告聴取・視察・監査)

- 1 甲は乙の本件業務の遂行状況及び機密保持契約書等に定めた機密情報の取り扱い状況を乙の 主任担当者より聴取、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 甲は事前に乙に通知して、乙の作業場所を視察し、監査することができるものとする。
- 3 乙は甲の視察に際しては、現地における交通の手配など、甲において必要となる協力を行う ものとする。

第19条(秘密情報の取り扱い)

- 1 乙は、本件業務遂行のため甲より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報(相手方が特に秘密でない旨指定した情報を除く)および甲が保有する顧客等の個人情報(以下総称して「秘密情報」という。)を、第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。
 - ①秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - ②秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - ④本契約および個別契約に違反することなく、且つ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - ⑤相手方から次項に従った秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 2 乙は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方からの書面による承諾を受けなければならない。
- 3 乙は、甲より提供を受けた秘密情報について、本契約および個別契約の目的の範囲内でのみ 使用し、複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
- 4 甲と乙が別途機密保持契約書等を締結し又は締結している場合には、同契約書の定めが本条 に優先するものとする。

第20条(プログラム等の著作権)

- 1 本件業務の遂行の過程で発生したプログラム、仕様書、設計書その他の成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)は、乙がかかる成果物を甲に提供した時点で甲に移転する。
- 2 乙は、乙又は乙のプログラマー等をして、甲及び甲の指定する第三者に対して成果物にかかる著作者人格権を行使せず、又は、甲の指定する方法にて、成果物にかかる著作者人格権を行使するものとする。
- 3 開発場所の現地法において著作権の移転及び著作者人格権の不行使並びにこれらに相当する 権利に、本契約書の締結以外の手続きが必要とされている場合には、乙は自らの責任において これを行い、随時その完了を甲に対して報告しなければならない。

第21条(権利帰属)

1 本件業務に従事するプログラマー等が本件業務の遂行にあたって発生した発明、考案等(以下「発明等」という)から生じる特許権(特許を受ける権利を含む)、実用新案権(以下「特許権等」という)を受ける権利については、乙はこれを甲に帰属せしめるものとする。

2 乙が従前より保有する特許権等を成果物に適用する場合には、事前に甲の承認を得るものと し、当該特許権等を適用することとされた場合には、乙は、甲に対し、当該特許権等について、 甲が自ら成果物を使用するために必要な範囲で、無償で使用許諾するものとする。

第22条(納品物)

- 1 本件業務の成果として、甲乙の別途の合意により特定の納品物を完成させることとした場合 には、乙はかかる合意において定めた納期、費用及び仕様・内容にて、納品物を甲に提供する ものとする。
- 2 前項の場合、乙は、納品物が所定の仕様通り開発されており、所定の稼働環境で使用された 場合良好に稼働することを保証する。
- 3 本条1項の場合には、乙より成果物の納入がなされた日から14日以内に、受入検査を行い、 過誤その他瑕疵があったときは、直ちに乙に通知し、乙は速やかに成果物の修補を行う。修補 において必要となる乙のプログラマー等の費用は、乙は甲に請求できず、甲の発注による工数 に組み入れることはできないものとする。
- 4 本条1項の場合で、検査完了前に成果物に滅失毀損が生じた場合には、甲の責めに帰すべき場合を除き、その滅失毀損は乙の負担とし、検査完了後に成果物に滅失毀損が生じた場合には、 乙の責めに帰すべき場合を除きその滅失毀損は甲の負担とする。

第23条(損害賠償)

乙は、本件業務遂行上、乙又は乙のプログラマー等及びその他の従業員の故意・過失により、 甲の業務運営に支障をきたした場合、甲の機器等を破損した場合その他損害を及ぼした場合、又 は正当な理由無くして本契約の履行を怠った場合、甲が被った損害(合理的な弁護士費用等の全 ての直接・間接損害を含む)を賠償しなければならない。

第24条(不可抗力)

乙に不測の事態が発生し、本件業務の遂行が不可能または困難となったときには、乙は直ちに 甲に報告すると共に、適切な措置を講じ甲の業務に支障をきたさないよう最善の努力をしなけれ ばならない。

第25条 (再委託の禁止)

乙は指定プログラマーが担当しない本件業務の全部又は一部を、甲の事前の書面による承諾を得て、第三者に再委託することができる。この場合、乙は当該再委託先に対し、本契約における 乙の秘密保持に関する義務と同等の義務を負わせるものとする。

第26条(直接交渉の禁止)

本件業務の遂行にあたり、乙は甲の指示がある場合を除き、甲が取り扱う商品および役務ならびにこれに附帯関連する業務に関して、甲の取引先と直接交渉してはならない。

第27条 (契約内容の変更)

本契約条項及び契約要目表の内容は、甲乙の書面に基づく合意によってのみ変更することがで

きる。

第28条 (権利義務の譲渡の禁止)

乙は、この契約によって生ずる契約上の地位および一切の権利義務を第三者に譲渡し、または 担保の目的に供してはならない。

第29条 (解除)

- 1 甲又は乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、何らの催告なく直ち に本契約を解除することができる。
 - ①甲又は乙が金融機関から取引停止処分を受けたとき
 - ②甲又は乙が第三者より仮差押、仮処分、強制執行を受け、契約の履行が困難と認められるとき
 - ③甲又は乙について破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算の申立を受けたとき若しくは同等の倒産手続を開始するための手続きが着手されたとき
 - ④甲又は乙について公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ⑤9条4項の場合となったとき
- 2 甲または乙は、相手方が本契約書に定める約定に違反し、相当の期間を定めて催告を行った にもかかわらず、履行されない場合は、本契約を解除することができる。
- 3 本契約の未履行部分について解約された場合、乙は、それまでの業務に関して甲に納入すべき成果物があるときは、本契約に定める料金の支払と引き替えに当該成果物を甲に納入する。

第30条(有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、契約要目表に記載のとおりとする。ただし契約終了時より契約要目表に記載の契約更新拒絶通知期間前までに、甲から本契約を更新しない旨の通知が発せられなかった場合には、本契約は同一条件にて、契約要目表記載の更新期間分か契約更新時までに甲が乙に更新期間を通知した場合にはその期間分更新され、その後も同様とする。
- 2 本契約が更新された場合でも、甲の指示が無い限り、指定プログラマーは変更されず、乙に おいて継続して確保する義務を負うものとする。
- 3 乙は、本条1項の定めにより本契約が更新されずに終了した場合でも、営業損失、人員確保 費用の補償その他一切の賠償を請求できない

第31条(残存条項)

本契約が終了した後も、第14条、第19条、第20条、第21条、第23条、第26条、第27条、第28条、第32条、第33条、第34条及び本条はなお存続するものとする。

第32条(準拠法)

本契約に関する一切の事項は日本国の法律に準拠し、解釈されるものとする。

第33条(正本)

本契約に関して日本語以外の翻訳文が甲又は乙により作成された場合でも、本契約の解釈は日

本語の契約書に従って行うものとする。

第34条(合意管轄裁判所)

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、甲の本社所在地を管轄する裁判所を専属合意管轄 裁判所とする。 本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲:

乙: